



通知預金

2016 年 3 月 1 日現在

商品名（愛称）	通知預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。（ただし、預入日から 7 日間の据置期間が必要です。）
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1 万円以上
預 入 単 位	1 円単位
払 戻 方 法	据置期間経過後は随時解約（一括して払戻します。） ただし、解約する日の 2 営業日前までに通知が必要です。
利 息	
適 用 金 利	お預け入れ時の店頭表示金利を適用します。
利 払 方 法	解約時（払戻時）に一括してお支払いします。
計 算 方 法	付利単位を 1,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	・個人の方のお利息には 20%（国税 15%・地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・法人の方のお利息は総合課税となります。 ・2016 年 1 月 1 日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
付加できる特約事項	・個人の方はマル優をご利用いただけます。（少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当を受給の方）
金利情報の入手方法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。



通知預金

2016年3月1日現在

苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話：023-632-2161)にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)